

庄川水記念公園再整備検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 庄川水記念公園の再整備の実施に関する基本的な方針（以下「再整備基本計画」という。）を策定するに当たり、市民、有識者等からの意見を聴取する目的で庄川水記念公園再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、再整備基本計画の策定に関し必要な事項について調査、検討し、市長に意見を述べるものとする。

(委員)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、学識経験者、関係団体の代表者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内検討委員会)

第 6 条 第 2 条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に庁内検討委員会を置く。

2 庁内検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

3 庁内検討委員会に会長を置き、会長は副市長をもって充てる。

4 会長は、庁内検討委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第 8 条 委員会及び庁内検討委員会の庶務は、建設水道部都市整備課において処理する。

(任期)

第9条 委員会及び庁内検討委員会の委員の任期は、再整備基本計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第6条関係）

副市長、企画総務部長、商工農林部長、建設水道部長、教育委員会事務局長、 財政課、商工観光課長、都市整備課長、生涯学習・スポーツ課長
--